

上下水道

1 概要

本市の水道事業・公共下水道事業は、市民の皆さまの文化的・衛生的な生活を支えることはもとより、地震や大雨等の災害から、まちとくらしを守る重要な役割を担っています。

本市では、上下水道事業を一連の事業としてとらえ、中長期的な視点での将来像を示すため、平成30年3月に「京（みやこ）の水ビジョンーあすをつくるー（2018-2027）」（以下「現経営ビジョン（2018-2027）」という。）を策定しました。

また、令和5年3月には、後期5か年の実施計画である「京都市上下水道事業中期経営プラン（2023-2027）」（以下「現中期経営プラン（2023-2027）」という。）を策定し、着実に事業を進めております。

一方で、事業を取り巻く経営環境は、節水型社会の定着や人口減少による水需要の減少に加え、物価や金利の上昇等により、一層厳しさを増していくと見込まれます。そのような中でも、将来にわたり持続可能な上下水道事業を継続して運営するとともに、中長期を見据えた次期ビジョンの策定に向けた検討を進めていく必要があること等から、令和7年4月に「京都市上下水道事業審議会」を新たに設置し、今後の事業の方向性や財源の在り方について議論を進めています。

引き続き、市民の皆さまのいのちとくらしを支える水道・下水道を50年後、100年後の未来に継承・発展させていくために、これからも長期的な視点に立った経営を行い、持続可能な事業運営に努めてまいります。

2 水道事業

(1) 沿革

本市の水道事業は、明治45年4月、京都の近代化の礎となる「京都市三大事業」の一つである「第2琵琶湖疏水」の竣工により、幕を開けました。日本最初の急速ろ過方式を採用した蹴上浄水場の給水能力は、1日 68,100 m³、給水範囲は概ね東大路通、千本通、東海道線、今出川通に囲まれた区域でした。

その後、市勢の発展に伴う水需要の増大に対応するため、松ヶ崎浄水場、山ノ内浄水場、新山科浄水場と各配水施設の拡張整備を進めた結果、水道普及率は、令和6年度末現在、99.9%（給水区域内人口比）に達しています。

しかしながら、近年は、節水型社会が定着し、全国的に水需要の減少傾向が続いている、本市においても、水道料金の基となる有収水量は、平成2年度をピークに年々減少しています。その一方で、昭和の高度経済成長期に布設された多くの配水管が、順次標準耐用年数を迎えるなど、水道事業の経営環境は厳しさを増しています。

こうした課題に対応するため、平成19年12月に策定した「京（みやこ）の水ビジョン（2008-2017）」及びその前後期各5か年の実施計画である「京都市上下水道事業中期経営プラン」に基づき、配水管更新のスピードアップ、管路・施設の耐震化などを着実に推進しました。

また、山間地域の水道事業を将来にわたり安定的に運営するため、経営基盤の強化を図ることを目的として、平成29年4月に、地域水道事業及び京北地域水道事業を水道事業に事業統合しました。

平成30年3月に策定した「現経営ビジョン（2018-2027）」及び令和5年3月に策定した「現中期経営プラン（2023-2027）」に基づき、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給するために、老朽化した管路・施設の改築更新や耐震化等をより一層推し進めています。

(2) 施設規模の適正化

水需要の減少に伴い、浄水場の施設能力に余力が生じ、適正な余裕率を大幅に上回る状況となつたことから、水道事業

をより効率的に運営するため、平成 24 年度末に山ノ内浄水場を廃止し、浄水場の施設規模の適正化を図りました。

これに伴い、山ノ内浄水場から給水していた区域に他の浄水場から給水するため、本市給水戸数の約 4 割を対象とした給水区域の大規模な切替作業を 21 回に分けて実施し、平成 25 年 6 月に全ての作業を完了しました。

その後も水需要に応じて、施設規模の適正化を図り、令和 6 年度末の施設能力は 738,778 m³/日となっています。

(3) 料金制度の改定等

ア 料金制度の改定

水道事業、公共下水道事業の料金制度は、昭和 56 年以降、大きな変更を行うことなく運用してきましたが、水需要の減少傾向が続く一方で、更新が必要な管路・施設が増加するとともに、東日本大震災の発生を契機に、災害に強い水道、下水道の構築がこれまで以上に求められることとなりました。

こうした状況を踏まえ、平成 25 年 10 月に、水道料金・下水道使用料の改定を実施し、今日の社会状況等に対応した料金体系・料金収納サービスに見直すとともに、持続可能な事業運営を確保するための料金水準を設定しました。

また、世代間の負担の公平を保つ観点から、水道料金に新たに「資産維持費」を導入し、市民・事業者の皆様に、適正に、幅広くご負担いただける制度としました。

イ 料金負担の公平性の維持（水道施設維持負担金制度）

水道水と地下水等を混合して利用する「地下水等利用専用水道」の使用者と一般の水道使用者との間の公平性を確保することを目的として、地下水等利用専用水道を設置している水道使用者に、水道料金とは別に、水道施設の維持経費を負担していただく「水道施設維持負担金制度」を着実に運用しています（平成 30 年 4 月運用開始）。

(4) 現況

ア 水道事業業務量の推移

項目	年度 単位	年度		
		令和4	令和5	令和6
総 人 口	人	1,442,411	1,436,247	1,430,552
給 水 区 域 人 口	人	1,442,181	1,436,037	1,430,351
給 水 人 口	人	1,440,078	1,434,086	1,428,439
使 用 者 数	件	796,784	803,409	807,768
普 及 率	%	99.8/99.9	99.8/99.9	99.9/99.9
年 間 給 水 量	千 m ³	173,790	175,003	174,978
1 日 最 大 給 水 量	m ³	531,054	505,484	507,397
1 日 平 均 給 水 量	m ³	476,136	478,150	479,393
年 間 有 収 水 量	千 m ³	159,660	160,440	160,427
配水管・補助配水管延長	km	4,230	4,232	4,235
水 道 料 金	千 円	28,951,020	29,308,148	29,405,480
有 収 率	%	91.9	91.7	91.7

注 1 普及率は全市人口比／給水区域内人口比

2 水道料金は調定金額であり、消費税及び地方消費税を含む。

イ 施設能力

(令和6年度末)

淨水場名	施設能力 (m³／日)	淨水方式
蹴上浄水場	198,000	急速ろ過方式
松ヶ崎浄水場	173,000	
新山科浄水場	362,000	
静原浄水場	273	
水尾浄水場	52	
宕陰浄水場	62	
雲ヶ畠浄水場	75	
鞍馬・貴船浄水場	490	
別所浄水場	81	
百井浄水場	15	
久多浄水場	117	
広河原・花脊浄水場	135	膜ろ過方式
大原第1浄水場	900	
大原第2浄水場	700	
小野郷浄水場	83	膜ろ過方式
中川浄水場	95	急速ろ過方式
弓削浄水場	932	膜ろ過方式
山国浄水場	1,254	
小塩浄水場	152	
黒田浄水場	174	
細野浄水場	188	
合計	738,778	

(5) 財政状況

令和6年度決算の収益的収支において、収益の大部分を占める水道料金収入は、前年度と比べて0.3%増の267億3,225万円（税抜、(5)において以下同じ。）となりました。このほか、一般会計繰入金、長期前受金戻入益及びその他の収益を加えた収益の合計は、前年度と比べて0.1%増の321億1,054万円となりました。

費用は、効率的な事業運営に努めたものの、退職手当の支給率の見直しによる退職給付引当金の増加や、物価高騰等を受けた薬品費や委託料等の増加などにより、前年度と比べて2.0%増の279億2,972万円となりました。

この結果、当年度経常利益は41億8,082万円となり、元南部配水管理課用地の売却により生じた特別利益5億8,331万円を加えた当年度純損益は、47億6,413万円と10年連続の黒字決算となりました。

(6) 主な事業

ア 最適な浄水処理の推進

原水水質の変化に対応した最適な浄水処理を行うため、浄水処理機能の充実を図るとともに、近年の臭気物質の発生状況等を踏まえ、処理プロセスの最適化・高度化に向けた検討を行っています。

また、令和6年度は、蹴上浄水場粉末活性炭注入設備設置工事を完了し、運用を開始するとともに、令和5年度に引き続き松ヶ崎浄水場粉末活性炭注入設備設置工事を実施しました。

イ 水道施設の改築・耐震化による安定した取水・配水の確保

浄水施設や配水池等の基幹施設について、一定の予備力を確保しながら、将来の施設規模等を考慮して、優先順位の高い施設から改築更新・耐震化を推進することとしています。

令和6年度は、地震等の災害時においても原水を安定的に取水するため、平成29年度から引き続き、新山科浄水場導水トンネルを更新・耐震化する工事を実施しています。また、新山科浄水場低区1・2号配水池耐震化工事を完了し、運用を再開するとともに、令和5年度に引き続き新山科浄水場1系ちんでん池改良工事を継続して実施しました。令和7年度も、新山科浄水場導水トンネル築造工事のほか、新山科浄水場1系ちんでん池改良工事等を継続して実施します。

ウ 水道管路の改築更新・地震対策

将来にわたり水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道管の更新・耐震化を推進するとともに、地震に強い水道の整備を進めています。

老朽化が進む配水管の更新については、災害等が発生した場合に広範囲に影響を及ぼす口径の大きい配水管の更新割合を増加させるなど、限られた事業費の中で、これまで以上に優先度を考慮して水道管路の更新を推進することとしてい

ます。

令和6年度は、約56kmの水道管路の改築更新・地震対策を実施しました。令和7年度は、約51kmの水道管路の改築更新・地震対策を実施します。

なお、更新に当たっては、耐久性、耐震性に優れる最新の「高機能ダクタイル鉄管」、「ポリエチレン管」等を使用します。

エ 水需要の喚起

減少する水需要の喚起に向け、健康増進につながるお風呂の効能の発信や、夏の暑さ対策に効果のあるミスト装置の普及促進、給水スポットの利用促進など、様々な機会・媒体を活用し、水道水の優れた特性（安全・安心、安価、環境にやさしい）のPRを引き続き積極的に行ってています。

(7) 水道料金

種別/給水管の呼び径	基本水量	基本料金	従量料金(基本水量を超える分の1m ³ につき)								
			6m ³ ～ 10m ³	11m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～ 100m ³	101m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 500m ³	501m ³ ～ 5,000m ³		
一般用・公衆浴場業用	13・20mm	5m ³ まで	920円	10円	177円	180円	208円	226円	243円	284円	326円
	25mm	10m ³ まで	1,900円								
	40mm		2,780円								
	50mm	50m ³ まで	18,300円								
	75mm	100m ³ まで	35,910円								
	100mm	250m ³ まで	71,600円								
	150mm	500m ³ まで	134,260円								
	200mm	1,000m ³ まで	281,520円								
共 用		8m ³ まで	165円	9m ³ ～30m ³ 24円		208円	226円	243円	284円		

注 1 染色整理業用については、101m³以上の従量料金を減額し、

101m³～500m³ 204円、501m³以上 238円とする。

2 水道料金の額は、上記の表により計算した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数は切捨て)とする。

3 使用者が口座振替の方法により料金を納入するときは、当該料金から1月当たり20円に100分の110を乗じて得た額を減額する。

ただし、使用者の責めに帰すべき事由により、管理者が定める納入期限までに料金が納入されなかつたときは、この限りでない。

3 公共下水道事業

(1) 沿革

本市の下水道整備は、昭和5年に失業応急対策事業として始まりました。その後、都市計画事業として引き継がれ、昭和19年頃までに約1,343ha、現在の下水道事業計画区域面積の約8.5%を整備しました。

戦後、産業の発展と都市への人口集中が進み、都市環境の改善を図る必要が生じたことから、国は昭和38年度から順次下水道整備5か年計画を立て、下水道の整備が本格的に開始されました。また、昭和40年代半ばには公害が社会問題化し、下水道整備による公共用水域の水質保全の必要性が重視されるようになりました。

本市では、戦時中から戦後数年までの中断を除いて、着実に下水道の整備を進めており、昭和36年からは、国の整備計画に合わせて本市の5か年計画を順次策定し、下水道の整備を推進してきました。

その結果、平安建都1200年となる平成6年度には、市街化区域における下水道整備をおおむね完了し、令和4年度末の全市人口に対する下水道普及率は99.5%となりました。

また、山間地域の下水道事業を将来にわたり安定的に運営するため、経営基盤の強化を図ることを目的として、平成29年4月に、特定環境保全公共下水道事業と公共下水道事業の経営統合を実施しました。

平成30年3月に策定した現経営ビジョン（2018-2027）及び令和5年3月に策定した現中期経営プラン（2023-2027）に基づき、下水道管路・処理施設の計画的な改築更新や耐震化、雨水幹線の整備等による浸水対策などを着実に推進しています。

(2) 施設規模の適正化

鳥羽水環境保全センター吉祥院支所（旧吉祥院水環境保全センター）は、京都市最初の下水処理場として、昭和9年に運転を開始しました。近年の流入下水量の減少に伴い、平成25年度に吉祥院処理区を鳥羽処理区に統合し、平成29年度末にB系施設（40,000m³／日）を休止することで、施設規模の適正化を図りました。

(3) 現況

ア 公共下水道事業業務量の推移

項目	単位	年度	令和4	令和5	令和6
		令和4	令和5	令和6	
市街化区域面積	ha		14,980	14,980	14,980
整備面積	ha		15,620	15,629	15,660
全市人口	人		1,442,411	1,436,247	1,430,552
処理区域内人口	人		1,435,000	1,428,900	1,423,800
人口普及率	%		99.5	99.5	99.5
水洗化率(接続率)	%		99.3	99.4	99.4
未水洗戸数	件		1,623	1,567	1,445
年間流入下水量	m ³		306,193,850	278,351,512	278,346,190
処理能力	m ³ ／日		1,256,650	1,256,650	1,256,650
管きよ整備延長	km		5,607	5,613	5,630
下水道使用料	千円		22,541,627	22,791,502	22,961,352

注1 下水道使用料は調定金額であり、消費税及び地方消費税を含む。

2 管きよ整備延長は、側溝延長を含む。

イ 下水処理能力

(令和5年度末)

水環境保全センター等の名称	処理能力(m ³ ／日)	うち高度処理能力(m ³ ／日)
鳥羽	988,000	524,000
伏見	141,000	141,000
石田	126,000	26,000
京北	1,650	0
合計	1,256,650	691,000

注1 鳥羽水環境保全センターには、吉祥院支所分を含む。

2 北部地域特定環境保全公共下水道事業の汚水は、鳥羽水環境保全センターにおいて処理している。

(4) 財政状況

令和6年度決算の収益的収支において、収益のうち下水道使用料収入は、前年度と比べて0.7%増の208億7,396万円（税抜、(4)において以下同じ。）となりました。また、一般会計繰入金は、前年度と比べて0.6%増の190億9,969万円となりました。このほか、長期前受金戻入益及びその他の収益を加えた収益の合計は、前年度と比べて0.4%増の479億5,434万円となりました。

費用は、効率的な事業運営に努めたものの、退職手当の支給率の見直しによる退職給付引当金の増加や、物価高騰等を受けた委託料等の増加などにより、前年度と比べて1.0%増の445億5,002万円となりました。

この結果、当年度純損益は、34億432万円と15年連続の黒字決算となりました。

(5) 主な事業

ア 下水管路や施設の更新・耐震化

快適で衛生的な暮らしを支え、良好な水環境を守る下水道を、将来にわたり安心して使い続けるため、老朽化した下水管路や施設を計画的に更新し、地震に強い下水道の整備を進めています。

令和6年度は、約33kmの下水管路の改築更新・地震対策を実施し、水環境保全センターでは、鳥羽水環境保全センター流動炉延命化工事等を行いました。令和7年度においても引き続き、管路や施設の改築更新・地震対策を実施します。

イ 浸水対策の推進

まちとくらしを守るため、浸水被害の最小化を図る「雨に強いまちづくり」の実現に向け、雨水幹線等の整備を進めています。

令和6年度は、鳥羽第3導水きよ、烏丸丸太町幹線等の整備を引き続き実施しました。令和7年度においても、これらの整備を引き続き実施します。

ウ 水環境対策（合流式下水道の改善）

河川の水環境を保全するため、雨が強く降ると合流式下水道（汚水と雨水を1つの下水管で排水する方式の下水道）から河川に流出する汚水の混じった雨水を削減する対策を進め、令和5年度に合流式下水道改善率100%を達成しました。

エ 雨水流出抑制の推進

雨水の市街地への流出を抑制するため、住宅の屋根に降った雨を雨どいから集水し、タンクなどに貯留する「雨水貯留施設」や、地中に雨水をしみ込ませる「雨水浸透ます」の普及促進を目的とした助成制度（設置費用等の一部を助成）を

設けています。

今後とも、制度の更なる周知に努め、市民による設置の拡大を図るとともに、公共施設や民間開発行為においても設置を進めます。

才 水洗便所普及対策

下水道処理区域においては、衛生的で快適な暮らしと良好な水環境を守るため、くみ取便所を使用している方に対し、水洗便所に改造するよう指導を行っています。

また、水洗便所への改造工事について、貸付金制度や助成制度を設けており、利用の促進に努めています。

(6) 下水道使用料

種 別	基 本 排 出 量	基 本 使 用 料	従量使用料（基本排出量を超える分の1m ³ につき）							
			6m ³ ～ 10m ³	11m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～ 100m ³	101m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 500m ³	501m ³ ～ 5,000m ³	
一 般 用						162円	183円	201円	213円	218円
公衆浴場用	5m ³ まで	650円	10円	113円	116円				15円	
共 用	8m ³ まで	83円		9m ³ ～30m ³		162円	183円	201円	213円	
				11円						
特別汚水に係る使用料加算率						3 倍 以 内				

注 1 染色整理業用については、101m³以上の従量使用料を減額し、101m³～500m³143円、501m³以上180円とする。

- 2 下水道使用料の額は、上記の表により計算した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数は切捨て)とする。
- 3 使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは、当該使用料から1月当たり20円に100分の110を乗じて得た額を減額する。ただし、使用者の責めに帰すべき事由により、管理者が定める納入期限までに使用料が納入されなかったときは、この限りでない。

4 特定環境保全公共下水道事業

京北地域では、平成7年2月に事業許可を受け、弓削、山国及び周山地域を対象とした下水道整備工事を進め、平成16年9月に計画区域内の全ての供用を開始しました。また、令和6年4月に上弓削農業集落排水事業との統合を実施しました。

北部地域（大原、静原、鞍馬、高雄の4地域）では、平成13年3月に、大原、静原及び鞍馬の3地区の下水道整備についての市会請願が採択されました。その後、平成19年5月策定の「京都市北部地域等総合下水処理対策」に基づき、上記4地区を特定環境保全公共下水道事業により整備することとし、平成21年度から整備工事を開始しました。平成26年8月までに計画区域内の全ての供用を開始するとともに、同年度末には整備事業を完了しました。

なお、平成29年4月に、公共下水道事業との経営統合を実施しました。

5 その他の重要事業

（1）創エネルギー対策

脱炭素・循環型まちづくりに貢献するため、浄水場や水環境保全センターに設置している大規模太陽光発電設備による電力の創出や、下水汚泥から発生させた消化ガスの活用、下水汚泥の固形燃料化による有効利用、水環境保全センターにおける放流水の落差を利用した小水力発電など、再生可能エネルギーの継続的な活用に取り組んでおり、令和7年度は、新たな太陽光発電設備設置に着手します。

また、令和6年度からは、関西電力㈱と包括連携協定を締結し、社会情勢を踏まえて、上下水道事業における脱炭素や再生可能エネルギーの安定調達等に向けた調査・研究等を進めました。令和7年も引き続き、当局が抱える課題解決に向けて、両者で精力的に連携していきます。

（2）琵琶湖疏水の魅力創造・情報発信

令和2年に琵琶湖疏水のストーリー（物語）が日本遺産に認定されるとともに、文化観光推進法に基づく「琵琶湖疏水記念館を中心とする文化観光拠点計画」が国において認められました。

これらを契機として、琵琶湖疏水の更なる魅力向上・発信

の取組を進めており、日本遺産関連事業として、これまでに、「びわ湖疏水船」の航路延伸に向けた大津閘門改修工事や、疏水沿線散策道における道標整備、マップ作成などを実施し、文化観光推進法事業として、琵琶湖疏水記念館の展示の充実や、屋外テラスの整備等を実施しました。

令和7年度は、琵琶湖疏水の施設の国宝・重要文化財への指定を受け、琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会をはじめ、関係者と連携しながら、引き続き、「びわ湖疏水船事業」を支援するほか、琵琶湖疏水記念館における滋賀県・大津市と連携した企画展を実施するなど、京都のまちを支える琵琶湖疏水の魅力創造と情報発信を行い、より多くの市民の皆様に琵琶湖疏水への愛着を深めていただき、更には、上下水道事業への御理解も深めていただけけるよう取り組んでいきます。